

## 阿蘇中部4町村合併推進協議会の運営に関する申し合わせ事項（案）

阿蘇中部4町村合併推進協議会会議運営規程第9条第2項及び第12条の規定に基づき、協議会会議の運営等に関し、次のとおり定める。

### 1. 会議の定例開催

会議開催日及び開催時間は、原則として次のとおりとする。

- (1) 開催日 毎月第1火曜日（必要に応じて変更可）
- (2) 会議時間 午後1時30分から（必要に応じて変更可）
- (3) 開催場所 会議の開催ごとに各委員に通知

### 2. 事前提案の原則

合併協議項目については、原則として、協議を行う会議の前の会議において事前提案し説明を行うものとする。議案、その他については提案日において処理するものとする。

### 3. 会議録の調製、閲覧

- (1) 会議録は、協議会において定めた2名の委員が署名するものとする。
- (2) 会議録は、阿蘇中部4町村合併推進協議会事務局内において公開し、閲覧できるものとする。

### 4. 資料提供の取扱い

協議会資料は、協議資料と附属資料とに分類する。

協議資料は、全て閲覧資料とし、傍聴者には会議次第のみを配布する。